

第 2 次射水市健康増進プランについて

1 計画策定の背景と目的

(1) 背景

射水市健康増進プラン（平成 22 年度～令和元年度）では、「健康寿命の延伸」を基本目標とし、その実現に向けて、生活習慣の改善（栄養と食生活、身体活動と運動、休養とこころの健康づくり、たばこ、アルコール、歯の健康、がん検診・健康診査の受診）に関する目標を設定し、健康づくりを推進してきました。

今回、「射水市健康増進プラン」は策定 10 年が経過する今年度に最終評価を迎えることから、これまでの取組の評価や健康を取り巻く環境の変化等を踏まえ、「第 2 次射水市健康増進プラン」を策定することとするものです。

(2) 計画の性格と位置づけ （資料 2－1）

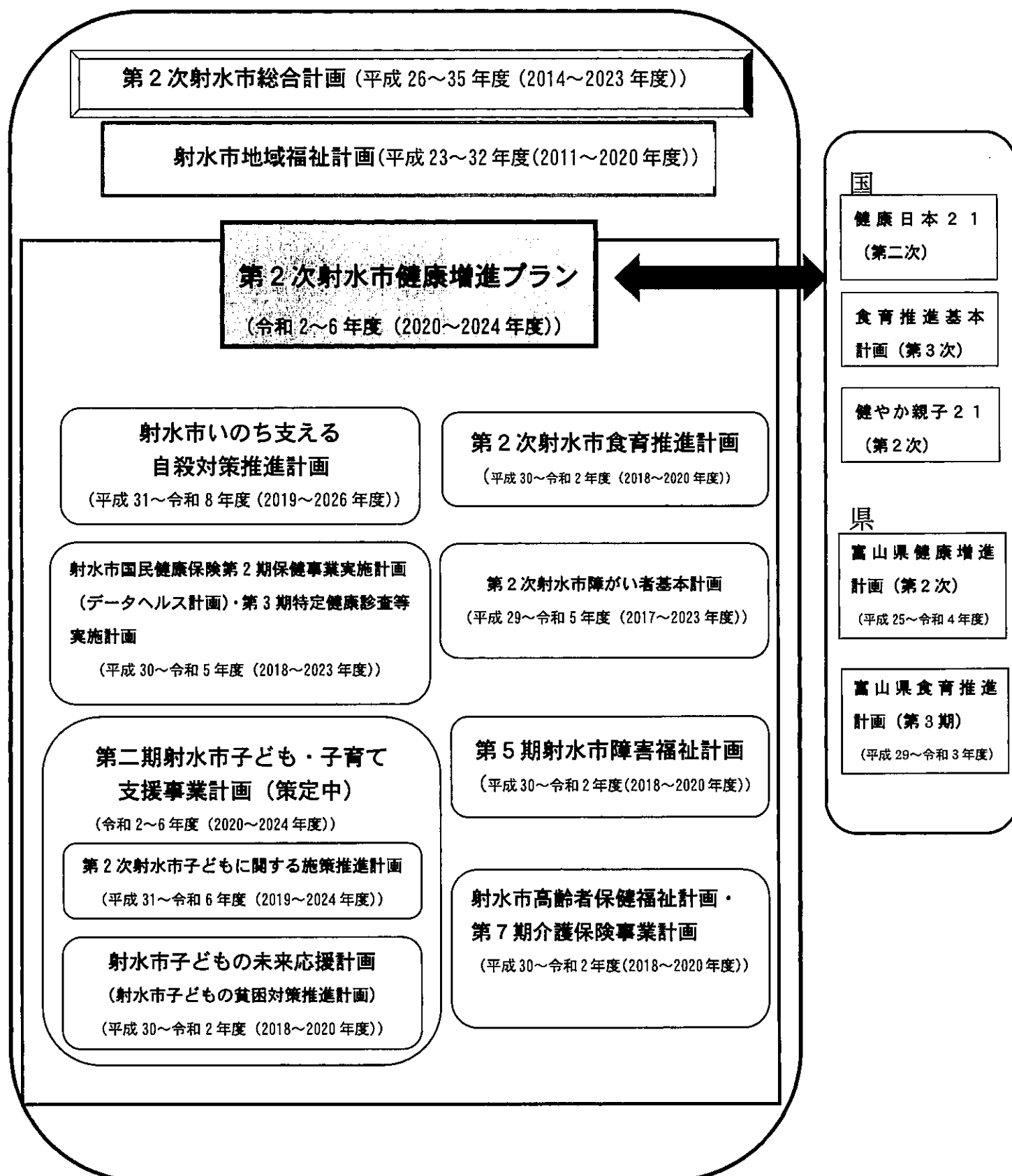
この計画は、健康増進法第 8 条に基づき、国の「健康日本 21（第 2 次）」及び県の「富山県健康増進計画（第 2 次）」を勘案して策定する市町村健康増進計画です。

(3) 計画の期間

第 2 次健康増進プランの計画期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。

(4) 計画の概念図（案） （資料 2－2）

第 2 次射水市健康増進プランの位置づけ



基本理念：健康でみんなが支え合い、豊かな心を育み、誰もが輝くまち

基本目標：健康寿命の延伸

3つの基本的方向

1 生活習慣病の発症予防と重症化予防

がん

糖尿病・メタボリック
シンドローム

循環器疾患

COPD

2 生涯を通じた健康づくりと健康を支える社会環境の整備

こころの健康

次世代の健康

高齢者の健康

社会環境整備

3 望ましい生活習慣づくり

栄養・
食生活

身体活動
・運動

休養

飲酒

喫煙

歯・口腔
の健康